

玄界環境組合公示

新ごみ処理施設整備に係る計画支援業務の委託について、次のとおり公募型指名競争入札を行うため、下記のとおり公示します。

令和7年12月26日

玄界環境組合長 田辺 一城



1. 業務概要

(1) 業務名

新ごみ処理施設整備に係る計画支援業務

(2) 業務の目的

新ごみ処理施設整備に係る計画支援業務（以下「業務」という。）は、玄界環境組合が実施する新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及びバイオマス活用施設）整備に係る施設整備基本計画等の各種計画・支援及び調査を目的とする。

(3) 業務内容

- ア 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務
- イ PFI等導入可能性調査業務
- ウ 新ごみ処理施設整備に係る発注支援業務
- エ 業務間調整支援業務

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで

(5) 履行場所

玄界環境組合管内一円

(6) 最低制限価格

設定する。（非公表）

2. 入札参加資格要件

公募型指名競争入札に参加しようとする者は、公募型指名競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）の提出日現在において以下の要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 玄界環境組合の構成市町（古賀市、福津市、宗像市、新宮町）のいずれかの令和7年度の測量・建設コンサルタント等入札参加資格名簿に登録されている

ものであること。

- (3) 入札参加申請書の提出日から契約締結の日までの期間において、玄界環境組合及び玄界環境組合の構成市町から指名停止を受けていないものであること。
- (4) 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていないものであること。
- (5) 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (6) 次のアからカまでのいずれにも該当すること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められること。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められないこと。
- (7) 平成17年度（過去20年間）以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注した下記①～③の同種業務（1日当たりの処理能力が250トン以上の施設に限る。）について、元請としてそれぞれ5件以上受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した実績を有すること。

同種業務①：新ごみ処理施設整備基本計画策定業務

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（発電付）を対象としたもの。
- ・業務内容に受入供給設備、燃焼設備、ガス冷却設備等の各設備計画を含んだもの。

同種業務②：PFI等導入可能性調査業務

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（発電付）を対象としたもの。

同種業務③：新ごみ処理施設整備に係る発注支援業務

- ・DBO方式またはPFI方式によるもの。
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（発電付）を対象としたもの。

（8） 管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成27年度以降に受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した同種業務①、同種業務②及び同種業務③において管理技術者としての実績を有する者であること。

（9） 照査技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づくに基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）の資格を有し、かつ、平成27年度以降に受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した同種業務①、同種業務②及び同種業務③において照査技術者としての実績を有する者であること。

（10） 1 業務概要の（3）業務内容に示した、ア～ウのそれぞれの業務において以下の要件を満足する主担当技術者を配置できるものであること。なお、兼任は可とする。

《主担当技術者の要件》

① 新ごみ処理施設整備基本計画策定業務

技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）またはRCCM（廃棄物）の資格を有し、かつ、平成27年度以降に受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した同種業務①の実務経験を有する者であること。

② PFI等導入可能性調査業務

技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）またはRCCM（廃棄物）の資格を有し、かつ、平成27年度以降に受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した同種業務②の実務経験を有する者であること。

③ 新ごみ処理施設整備に係る発注支援業務

技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環、廃棄物管理、廃棄物管理計画のいずれか）またはRCCM（廃棄物）の資格を有し、かつ、平成27年度以降に受注し、入札参加申請書の提出日までに完了した同種業務③の実務経験を有する者であること。

（11）（8）、（9）、（10）に示した配置予定技術者は、受託者と直接的か

つ恒常的な雇用関係にある者であること。また、福岡県内に在中する技術者を配置すること。

(12) 管理技術者と照査技術者は兼任できない。管理技術者は主担当技術者を兼任できるものとする。

3. スケジュール等

(1) 公募開始（公示）	令和7年12月26日（金）
(2) 質問書の提出期限	令和8年 1月14日（水）17時まで
(3) 質問書に対する回答期限	令和8年 1月19日（月）17時まで
(4) 入札参加申請書の提出期限	令和8年 1月21日（水）17時まで
(5) 指名通知書又は非指名通知書の送付	令和8年 2月 9日（月）
(6) 非指名通知を受けた場合の説明要求期限	令和8年 2月13日（金）
(7) 入札日	令和8年 2月20日（金）

4. 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）
- (2) 同種業務の実績調書（様式第2-1号、第2-2号、第2-3号）
- (3) 配置予定技術者調書（様式第3-1号、第3-2号、第3-3号）
- (4) その他必要と認めるもの

書類の様式は、当組合ホームページから適宜ダウンロードしてください。

5. 提出期限

令和8年1月21日（水）17時まで【厳守】

6. 提出方法

持参又は郵送によること

※持参する場合は、土曜、日曜、祝日、令和7年12月27日（土）～令和8年1月4日（日）までを除く、9時から17時までにお願いします。郵送の場合は、提出期限必着とします。

7. 提出場所

〒811-3121

福岡県古賀市篠内1970番地1

玄界環境組合 工場再編推進室

古賀清掃工場内リサイクルプラザ棟3階

8. 問い合わせ先

- 仕様書、業務に関すること

玄界環境組合 工場再編推進室

電話 092-940-1310 FAX 092-940-1311

電子メール suisin@genkai-kankyo.jp

- 入札に関すること

玄界環境組合 総務課

電話 092-940-1310 FAX 092-940-1311

電子メール soumuka@genkai-kankyo.jp

9. その他

- 入札保証金は免除する。
- 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。銀行等の金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金とする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合も同様とする。
- 契約書は要とする。
- この入札において作成した書類等に係る費用は、入札者の負担とする。
- 提出された書類は、当組合において他の目的に無断で使用しない。
- 提出された書類は、返還しない。
- この公示によるもののほか、玄界環境組合契約事務規則、入札説明書により入札を行う。

玄界環境組合告示第6号

玄界環境組合公募型指名競争入札実施要綱を次のように定める。

令和7年12月16日

玄界環境組合

組合長 田辺一城

玄界環境組合公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄界環境組合契約事務規則（平成25年規則第1号）第29条の規定に基づく公募型指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる業務は、組合長が公募型指名競争入札を実施する必要があると特に認めた業務（以下「公募型指名認定業務」という。）とする。

(入札参加資格要件)

第3条 公募型指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たしていなければならない。

- (1) 玄界環境組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体（以下「組合の構成市町」という。）のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 玄界環境組合指名競争入札参加資格及び選定等に関する要綱（平成30年4月内規第1号）第3条に規定する者でないこと。

(3) 組合及び組合の構成市町において競争入札参加資格の停止期間中の者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、当該公募型指名認定業務の資格要件をすべて満たした者であること。

（入札参加希望者への周知）

第4条 公募型指名競争入札を実施するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該公募型指名認定業務の名称、業務概要及び履行期間

(2) 指名されるために必要な資格及び要件

(3) 提出書類、提出期限、提出場所及び提出方法

(4) その他組合長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、組合及び組合の構成市町のホームページへの掲載により行うものとする。

（入札参加申請）

第5条 入札参加希望者は、次に掲げる書類を組合長へ提出しなければならない。

(1) 公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）

(2) 前条第1項の規定により提出が定められた書類

(3) その他組合長が必要と認める事項に関する書類

（事業者の指名）

第6条 玄界環境組合指名競争入札参加者選定委員会は、入札参加希望者が提出した申請書及び提出書類により資格審査を行い、事業者を指名するものとする。

- 2 組合長は、入札参加希望者のうち、事業者として指名しなかった者に對し、その理由を付した公募型指名競争入札非指名通知書（様式第2号）を送付するものとする。
- 3 公募型指名競争入札非指名通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。
(指名の取り消し)

第7条 書類提出時に虚偽の申請を行った者又は前条第1項の規定により事業者として指名された後、第3条の入札参加資格要件を満たさなくなった者については、その指名を取り消すものとする。

(費用負担)

第8条 公募型指名競争入札の参加申請に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。